

令和3年3月19日

第9回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和3年3月19日(金) 午後1時30分
2. 会 場 もちずり学習センター ホール
3. 出席委員 14名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 6番 中村 謙一
7番 野崎 俊幸 8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 14番 渡邊 正芳
16番 古関 恵子 17番 関 健一 (18番:欠番)
21番 齋藤 貴裕 22番 阿部 哲也 23番 穴戸 薫
5. 出席自粛の委員
3番 柴山 栄重 4番 吾妻 良博 5番 加藤 良子
10番 渡邊 俊春 13番 菱沼寿美恵 15番 尾形 寅昭
19番 安田 善喜 20番 黒澤喜久夫 24番 芳賀 正寿
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 渡辺 正典
農地係 長 猪本 由美子 副主査 菅野 貴裕

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 福島県農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第7号 荒廃農地の区分の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い規模を縮小して行うことから、3番：柴山栄重委員、4番：吾妻良博委員、5番：加藤良子委員、10番：渡邊俊春委員、13番：菱沼寿美恵委員、15番：尾形寅昭委員、19番：安田善喜委員、20番：黒澤喜久夫委員、24番：芳賀正寿委員からは出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、欠員1名、14名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第9回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

7番：野崎俊幸委員、21番：齋藤貴裕委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の渡辺主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(233件)】

合計233件、令和3年3月19日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転6件、賃借権設定3件、使用貸借権設定4件の計13件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番(発言を求める。)

議長 2番(発言を許可する。)

2番 整理番号1番については、譲渡人の夫が亡くなり、耕作が出来ないので、耕作者を探していたところ、同じ集落内にこの土地を買い入れて経営規模の拡大を図りたい方が見つかったということです。整理番号2番については、南向台に住む譲受人が、数年前に新規就農しまして、経営の安定を図るため経営規模の拡大を図っているところです。この土地を借り入れて、

きゅうり栽培に全力を挙げたいとのことです。いずれも区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号3番について、譲渡人は相続によって申請地を取得しましたが、保全管理が出来ないので、近くに住む甥が譲受人となり耕作するという話になりました。譲受人は、もともと農業をやっている方のため問題ありません。整理番号4番については、譲渡人が高齢となり、農業がなかなか出来ないということで、近くに土地を持つ譲受人が引き受けて水田を耕作するという事です。整理番号5番については、譲受人は親と一緒に梨を中心に親子で農業をやっていましたが、近くの譲渡人が農業をやめるので、その土地を借りて独立し、新規に就農したいとなり、この話がまとまったようです。面積は3反4畝なのですが、関連する4ページの13番で、親から1反2畝を譲り受けまして、併せて4反6畝の面積となり、息子さんの新規就農について、問題ありません。それぞれ区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号6番について、内容については記載のとおりです。譲受人は飯舘村からの避難者ですが、現在荒井に住んでおまして、野菜を中心とした農業をしたいという意向です。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号7番から9番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号7番について、譲受人は親子3代で農業をやっており、今年度から法人経営に移る

ためこの申請ができました。整理番号8番9番については、東湯野の遊休農地です。東湯野に案山子組という遊休農地を解消しようとする若手のグループがありまして、その紹介で、梁川の方が東湯野の遊休農地対策を行うというものです。この方は、梁川で新規就農されるので問題ありません。いずれも区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号10番及び4ページの11番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号10番について、譲受人は申請地の周りで耕作しており、経営規模の拡大による所有権移転について、区域協議会では問題なく承認されました。整理番号11番については、飯野町青木の申請地を譲受人がこれまでも借りていたのですが、新規就農ということできつかり契約するという事です。こちらも区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号12番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号12番について、内容については記載のとおりです。西道路南伸に伴う代替地取得のためであり、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号13番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号13番について、2ページの整理番号5番と関連します。譲受人が新規就農にあたり、譲渡人の父から譲受人が無償で譲り受ける案件になっています。申請地は梨が作付けされていますが、だいぶ老木になっており、新たに梨を植えるなり、将来的にはぶどうを経営したいとの意向です。関連して、整理番号5番の大笹生字綱島では将来的にきゅうりを作付

けて就農していきたいとの意向です。譲受人は39歳で若く、これから長く農業をやられる方です。区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用3件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号6番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号1番2番について、内容については記載のとおりです。整理番号1番は、申請者が宅地として使っているところに若干農地が残っていたので、転用するということです。整理番号2番は、先ほども出ました西道路南伸に伴う収用移転により、農家住宅を建てるための転用です。それぞれ区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号3番について、申請者はもも・梨を栽培している果樹専業農家です。農家住宅敷地に自分の家を建てるという案件です。申請者は通勤農業をしまして、大金谷尻で貸家に住み子供が4人いまして、早く家を建てたいという意向です。第一種農地になっていますが、昨年7月の農業委員会総会ですでに農振除外をしています。区域協議会でも問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番の3件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長

6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転8件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件の計11件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番

議長2番（発言を求める。）

議長

2番（発言を許可する。）

2番

整理番号1番について、譲受人の社会福祉法人は毎年のように申請が出ています。一人暮らしの体の不自由な方等が市内で多くなっていて、施設の利用者が大変多くなったということです。それに伴いまして、職員の方も多くなり、駐車場を拡張したいということと、利用者の運動広場としても今回拡張したいということです。農振除外はすべて終わっています。次に整理番号2番については、申請地は岡山小学校の近く、建設業を営む譲受人が仕事場に近いため、この地に駐車場を作りたいという申請です。整理番号3番については、申請地が整理番号2番のすぐ近くです。譲受人が一般住宅を建設したいということでの土地の買い受けです。岡山小学校近くはすべて住宅地になっていますので、周辺への影響もありません。それぞれ区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長

区域番号2番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番

議長7番（発言を求める。）

議長

7番（発言を許可する。）

7番

整理番号4番について、息子が父親から土地を譲り受けて住宅を建てたいという案件です。近隣は住宅がたくさん建っており、周辺の農地にも全く影響はありません。整理番号5番については、社会福祉法人が老人ホームを建てたいという案件です。周りは住宅、コンビニ、JAの旧支店等があり、建物に囲まれた土地でありまして、周辺の農地には全く影響がないと考えられます。いずれも区域協議会では許可相当と判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	整理番号6番7番については、平野小学校の北西部、道路を挟んで同じようなところにあり、住宅化しているところです。区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番（発言を求める。）
議長	16番（発言を許可する。）
16番	整理番号8番については、松川町水原の申請地を譲受人の建設業者が露天駐車場として所有権移転する案件です。整理番号9番は、譲受人の採石業者が資材置き場への進入路が狭いため一時転用するもので、以前にも別事業で一時転用したことがあり問題ありません。区域協議会では許可相当と判断されました。よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号10番及び8ページの11番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号10番11番について、内容については記載のとおりです。どちらも西道路南伸に伴う農家住宅敷地のため、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号10番11番は土地収用法がらみの案件だと思います。そのうち11番の案件は、議案第2号No.2が関連で、同一人が譲受人の農家住宅敷地です。申請地の地番がかなり違いますが、この二つの土地が隣接地なのか確認してもいいでしょうか。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）

21番 これらの土地は接しているの、問題ないと判断しました。地図がないので分かりづらいですが、地図上で確認しますとどちらも同じところに並んでいます。

1番 わかりました。

議長 その他、なにかございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第4号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分についての案件は、「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」に基づき、「福島市空き家バンク実施要綱」に規定する空き家バンクに登録された空き家と共に農地を取得する場合に限り、別段の面積を0.01アールに設定するもので、計1件の案件です。申請にあつては、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、空き家に付随した農地としての要件を満たすことを確認いたしました。

農地係長 区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求む。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号1番について、申請者は、千葉県の娘のところに住んでいて、耕作もしていません。申請地は、高湯街道沿いで、非常に交通量も多いところ。前々から家の裏にある627㎡の農地を処分したいという意向がありました。確認したところ、申請地が空き家に隣接しており、申請人の所有する空き家敷地を通らないとその農地に行けないということが分かり、住宅ごと空き家バンクに登録しようとなっております。申請地の一部は遊休化しております。所有者は非農家であり、今後も耕作の見込みはないということで、区域協議会では判断いたしました。空き家はまだ真新しく、農地が6畝で狭いのですが、空き家と農地のセットで登録し、何とか処分したいという案件です。区域協議会では、こういう状態であれば空き家バンク登録可能だと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第4号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第4号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり指定いたします。

議長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長	議案書10ページ 議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。一般分のうち利用権設定が111件、354,032.31㎡、所有権移転が7件、14,379㎡、福島県農業振興公社への貸付分が19件、47,692㎡、一般分については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、福島県農業振興公社分については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。一般分ですが、議案書11ページ、区域番号1番、整理番号1番から16ページの25番までの25件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	整理番号1番から25番まで大変多くなっています。各担当の推進委員が分担をして現地調査を確実に行いました。1番は新規ですが、再設定の2番から8番、10番から16番について確実に耕作しているところから問題ないと判断しているところです。9番は、伊達市保原町にお住まいの方であります。車で10分程度であり、十分通勤農業が出来る方です。17番から20番は、地域の担い手として頑張っている方で、新規・再設定で水稲・野菜を作りたいとの申請であります。21番22番は、大波との境の伊達市霊山町下小国にお住まいの方が、相続で耕作が出来ない大波の土地を耕作したいという申請です。23番から25番までは、再設定であり問題ありません。いずれも区域協議会では、適正に利用いただけるものと判断いたしました。ご審議よろしく願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号26番から17ページの33番までの8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号26番から33番について、再設定につきましては、適正に営農を継続していますので、問題ないと区域協議会では判断いたしました。29番は新規で、農業がなかなか出来ないところを、親子で大きな果樹農家を経営している方が引き受けて今後耕作するということなので、区域協議会では問題はないと判断されました。ご審議よろしく願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号34番から19ページの39番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	9番（発言を許可する。）

9番 区域番号34番から39番までについて、新規が3件、再設定が3件です。再設定につきましては、適正に利用されていることを確認しております。新規の34・35番は、元市議員で、多面的機能支払い交付金団体の代表を務めておりまして、これからは水稻に力を入れていくということでありまして。新規の39番は、もうすでに畑として使用される様子でありました。それぞれ区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号40番から23ページの53番までの14件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号40番から53番までについて、40番は、渡利にお住まいの方ですが、飯坂の認定農業者と7年前ぐらいから一緒に耕作をしています。これまで耕作をしていたところの一部を借りるということであり、問題ありません。41番から47番は、再設定で耕作を継続していますので問題ありません。48番から50番は新規となっていますが、JAからの移行で問題ありません。51・52番は再設定であり、間違いなく耕作されています。53番の新規は、以前は別の方が耕作されていましたが、その方が出来なくなり別の方が新規で申請となりました。それぞれ区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号54番から30ページの86番までの33件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号85番については、私の同居の親族の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。16番、古関恵子 委員、一時退席願ひます。

16番 〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号54番から86番までの33件、再設定は11件で、現在耕作されており、問題ありません。新規については、耕作できなくなったり、前に耕作を依頼していた人が出来なくなり、新たに依頼した案件、また、これまで耕作してきたが正式に契約する案件です。耕作される方につきましては、地区で農業の中心的な方、大規模経営の方であります。区域協議

会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号87番から34ページの96番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号87番から96番までの10件について、内容は記載のとおりです。すべて区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書35ページ、区域番号7番、整理番号98番から38ページの112番までの15件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号98番から112番までについて、ほとんどが再設定で、耕作を確認していますので、問題ありません。102番だけ新規で、利用権の設定を受ける者が水稻をやめる方から耕作を引き受ける案件です。意欲的な方であり問題ありません。それぞれ区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 39ページ、所有権移転分ですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番は、地域の専業農家でありまして、しっかりと農業をやられておりますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号2番については、高齢で農業をするのが難しくなった方から、近くに住むも中心の果樹農家で大きく経営している方が譲り受ける案件で全く問題ないです。3番は、こちらでも高齢のため、何年か前から手伝っていた方で、買い取って畑を耕作するということで問題ありません。区域協議会ではそれぞれ問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	整理番号4番について、譲り受ける方は、湯野で一、二の大農家で、申請地を以前から耕作していたのですが、今回、所有権移転となりました。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号5番から7番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	整理番号5番は、高齢により農業が出来なくなり、梨畑を譲る案件です。受ける方は、まだ若く自作で梨を栽培しており、近くて耕作利便でもあり引き受けたということです。6番も高齢のため、田を譲る案件で、しっかり農業をやっている方で問題ありません。7番は、祖父同士が兄弟で、梨畑を無償で譲る案件で、対価は発生しません。譲り受ける方は、地元でしっかりと農業をやっていること確認していますので問題ありません。それぞれ区域協議会で問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	40ページ、福島県農業振興公社への貸付分ですが、区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	整理番号1番は、きゅうりと水稻の専業農家で、今回新規で、福島県農業振興公社から借り

受けて水稻を栽培する案件です。整理番号2番3番は、県北で一番大きなきゅうり農家で、この土地を借りてまた作付けを拡大したいということです。また、指導面も熱心で、今年度きゅうり農家が12人増えるということで大変ありがたいことです。それぞれ区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番から6番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号4番5番6番について、農地中間管理機構の貸借であり、問題ないです。4番は大規模な果樹農家、5番も大きく水稻をやっている方、6番も大きな梨農家であり、問題ありません。区域協議会では全く問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号7番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号7番は、JAよりの移行で、福島県農業振興公社からの貸借であり、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号8番から10番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号8番から10番までについて、それぞれ利用権の設定を受ける者は、各地区で優秀な農家でございます。8番9番は新規、10番はJAからの移行で耕作しています。それぞれ区域協議会で問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号11番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひい

たします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号11番について、内容については記載のとおりです。新規となっていますが、JAよりの移行であり、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号12番から19番までの8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号12番から19番について、JAからの移行で、耕作をしっかりとやっていますので、問題ありません。利用目的としても水稻、りんご、梨、飼料用作物と多岐にわたっておりますが、それぞれ利用権の設定を受ける者がしっかりとやっていくことを確認しております。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

16番 16番、古関恵子委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

議長 議長（入室、着席する。）

議長 議事を再開します。

農地係長 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

44ページ、議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。

45ページ、編入分、区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号1番について、記載の土地について、青木1区中山間地組合で中山間地直接支払制度を活用するため、農地に編入したいという案件です。区域協議会では問題なしと判断され

ました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 この土地の現状はどうなっていますか。

事務局 議長事務局（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

事務局 現況地目に記載のとおり、田となっております。

1番 荒れてはいないのですか。

事務局 はい。荒れてはおりません。

1番 交付金制度が活用できるということですね。

事務局 中山間地直接支払制度を活用して交付金を貰うために、農用地に設定する件です。

議長 よろしいですか。

1番 はい。

議長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 46ページ、除外分、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番は、親子関係で、父の土地に息子が家を建てたいということで、農振除外の申請がでています。この土地の隣には、既存の住宅があり、その並びになりますので問題ありません。整理番号2番も親子関係で、息子が自宅に沿って住宅を建てたいということで、周辺農地に与える影響はありません。区域協議会でも問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 それでは簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

議長 議案第7号 荒廃農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも再生利用が可能な「A分類」と判断されました。

議長 区域番号7番、整理番号1番から15番までの15件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 詳細について説明いたします。整理番号1番から10番は、所有者が複数名おまして、場所は、フルーツライン沿いで、道の駅こちらからあづま運動公園に向かう観光等で交通量の多いところですが、地目が田となっていますが、大変景観が悪く、木質化した草、萱類、3メートルほどの高さになっています。特に整理番号3番、5番、6番、10番は細い道路の交差点で通学路にもなっており、見通しが悪くて事故も起きています。地元推進委員を中心に県の遊休農地支援対策事業を有効に利用して何とかできないかと考えています。整理番号7番から9番の大阪府の所有者とはいまだに連絡が取れません。整理番号1番の田は、50年以上耕作されていません。これらを再生利用が可能なA分類として判断し、県の事業を受けながら今後有効利用検討していくところです。次に、整理番号11番から15番は、長い間耕作されていません。所有者の知人が清水町で80アールほど野菜を栽培していますので、将来的に県の支援事業を受けて、中間管理機構を通じてこの知人の方に耕作をお願いすることなので、再生利用が可能なA分類と判断しました。それぞれ区域協議会で承認されました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。

ご意見、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第7号 荒廃農地の区分の判断について、整理番号1番から15番までの15件、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局より申し上げます。

農地係長 報告につきましては、議案書49ページ報告第1号から59ページ報告第7号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 続きまして、第24期福島市農業委員会「第1回年度総会」として審議することとしておりました議案を上程します。

事務局に、議案名の朗読をお願いします。

次長 それでは別に送付しております、第24期福島市農業委員会第1回年度総会議案の1ページをご覧ください。

（議案、報告を読み上げる）

令和3年3月19日 福島市農業委員会会長 宍戸薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

次長 議案第1号、令和2年度事業報告について、ご説明いたします。

3ページをご覧ください。1. 各種会議等の開催 7ページをご覧ください。2. 委員・意見提出活動 3. 委員の資質向上 8ページをご覧ください。4. 農地法等業務 9ページをご覧ください。5 農地等の利用の最適化の推進 10ページをご覧ください。6. 農村活性化事業 11ページをご覧ください。7. 情報・広報活動、12ページをご覧ください。

8. 農業経営 9. その他で、詳細は議案書のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 令和2年度事業報告は、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

次長 議案第2号、令和3年度事業計画（案）について、ご説明いたします。
15ページをご覧ください。Ⅰ 令和3年度基本方針 16ページ・17ページをご覧ください。重点事項6項目の記載になります。18ページをご覧ください。Ⅱ 事業内容 1. 各種会議等の開催 19ページをご覧ください。2. 要請・意見提出活動 3. 農業委員会研修への参加 4. 農地法等業務の適正な執行 20ページをご覧ください。5. 農地等の利用の最適化の推進 21ページをご覧ください。6. 農村活性化事業 22ページをご覧ください。7. 情報・広報活動 8. 農業経営と税金で、詳細は議案書のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 令和3年度事業計画（案）は、原案のとおり決定いたします。
次に、報告第1号について事務局の説明を求めます。

次長 報告につきましては、議案書23ページになります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを大宮職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 （会長職務代理より閉会の言葉）
慎重審議ありがとうございました。
これで、第9回総会を終了いたします。

(午後2時55分)

令和3年3月19日

これは、福島市農業委員会第9回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人7番 _____

議事録署名人21番 _____